

令和 6 年度

区・自治会長業務説明会に係る

質問及び回答集

目 次

- 行政協力業務委託について … P1
- 区・自治会に対する補助金等の書式のホームページへの掲載及びハンドブックの作成について … P2
- 文書の回覧と配布について … P3
- 防犯カメラの設置に対する補助について … P4
- 自主防災組織設置促進事業補助金について … P5
- 自主防災組織の設立・避難所運営委員会の設置について … P6
- 災害時避難行動要支援者名簿の活用について …P7、P8
- 避難行動支援者等に対する情報提供について … P9、P10
- 避難所の開設・運営と要配慮者等の避難支援について … P11
- 在宅避難者の確認と在宅避難者に対する物資の提供について … P12
- 災害時の安否情報の集約と市への情報提供について … P13、P14
- 区への加入及びゴミ置き場の取り扱いについて … P15
- ゴミ問題について … P16
- ごみゼロ運動の実施について … P17
- 住宅からの道路側溝への排水許可について … P18
- 道路占用許可申請・法定外公共物使用許可申請に伴う協議について … P19
- 道路工事施工承認申請に伴う同意書の記入について … P20、P21
- 土木事業(道路・水路等の整備や維持工事の連絡調整など)に関することについて … P22
- 開発行為に対する区長同意について … P23

令和 6 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	行政協力業務委託について		
質問内容			
行政協力業務委託の業務内容中「（５）その他市長が必要と認める事項」は、どのような事務を想定しているのか？緑の募金運動、福祉協議会会費の協力、赤十字活動資金募集などが該当するのか？			
回 答			
「（５）その他市長が必要と認める事項」につきましては、現段階で個別具体的に想定している業務はございませんが、（１）から（４）の業務に該当しない業務が発生した場合を想定しての条文となっております。なお、御質問のありました「緑の募金」につきましては、あくまでも可能な範囲でのお願いでありますことから、本契約の業務外となっております。 （社会福祉協議会会費及び赤十字活動資金募集等は社会福祉協議会からのお願いでありますので本契約の業務には含まれません。）			
以下緑の募金担当課（農政課）回答 緑の募金は、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づき、千葉県緑化推進委員会から市長宛てに協力依頼がございます。 市では、毎年４月頃に家庭募金として区長、自治会長を通じて募金の協力をお願いさせていただいております。 募金を行政協力業務委託の一部とすると募金が強制であるような誤解や募金を実施しなかった区や自治会は契約不履行になってしまうのではないかなどとご心配をかけてしまう可能性があるため、本市では委託契約の業務外と解釈しております。 なお、区長や自治会長の皆様にご理解いただけるよう丁寧に説明をさせていただきますので、今後とも緑の募金にご理解ご協力いただきますようお願いいたします。			
担当部署	市民自治支援課 生活安全係	連絡先	0475-80-1271 katsudoshien@city.sammu.lg.jp

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	区・自治会に対する補助金等の書式のホームページへの掲載及びハンドブックの作成について		
質問内容			
①区・自治会に対する補助金等の書式（記入例含）集が閲覧できるようホームページで公開されていると思うが、他の役員並びに区民との情報共有のため書式集のURLを教えてください。 また、今後説明会資料に添付いただきたい。 ②自治会・町内会の業務内容をまとめた「自治会・町内会活動ハンドブック」を作成し、ホームページで公開し、区・自治会長だけでなく町内会会員も活動の参考にするようにしている自治体も散見される。 山武市ホームページでも「区・自治会」にて各種書式と併せ一部取りまとめたものもあるが、関連書式でも掲載場所が異なり、リンクされていないため探すのに手間がかかる。 今回の業務説明資料も含め関係各課と連携し必要書式等を網羅したハンドブックの作成を切望する。			
回 答			
※各課等に共通して、ホームページへの書式等の掲載要望がございましたので、まとめて回答させていただきます。 現在、以下の様式については、市のホームページ「区・自治会」のページ 【https://www.city.sammu.lg.jp/page/page003488.html】からダウンロードが可能となっております。 ○区長・自治会長変更の届け出 ・区長等変更届 ・個人情報同意書 ○奉仕活動の承認 ・奉仕活動承認申請書 ○防犯灯設置要望 ・防犯灯設置要望書 ○コミュニティ施設整備補助金 ・事業計画書・補助金交付申請書 ○防犯カメラ設置事業補助金 ・補助金交付申請書・補助金変更申請書 ○道路（土木）関係 ・カーブミラー要望書 ・建設工事要望書・資（機）材交付申請書 また、資源回収運動奨励金については「資源回収運動奨励金について」のページ 【https://www.city.sammu.lg.jp/page/page001018.html】からダウンロードが可能となっております。 なお、現在、市のホームページが検索しにくいなどの声をいただいておりますので、今後、全庁的にホームページの改良を行う予定です。改良のタイミングに合わせて区・自治会長に関する申請書等を同一ページにまとめられるよう準備を進めて参ります。 また、来年度以降、説明会の資料にURLを記載するとともに各書式を添付させていただきます。 ハンドブックの作成につきましては、前向きに検討させていただきます。			
担当部署	市民自治支援課 生活安全係	連絡先	0475-80-1271 katsudoshien@city.sammu.lg.jp

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	文書の回覧と配布について		
質問内容			
①域内にアパートがあり、居住者は町内会に加入しておらず町内会回覧の対象ではない。市では回覧（特にごみの出し方カレンダーなど）を希望する町内会未加入者に配布しているのか？ また、未加入者に対応する制度があるのか？ ②町内会回覧物ではないが、町内会未加入者に「広報さんむ」は配布されているのか？			
回 答			
①区・自治会に未加入の方に対するごみの出し方カレンダーなどの配布については、環境保全課等の各担当課窓口又は各出張所窓口で直接配布を行っている他、ホームページからもダウンロードできる旨を御案内するなどの個別対応を行っており、制度として未加入者に対応する制度はございません。 ②現在、「広報さんむ」は区・自治会への加入、未加入に関わらずアパートの各部屋なども含む全戸に配布を行っております。			
担当部署	市民自治支援課 生活安全係	連絡先	0475-80-1271 katsudoshien@city.sammu.lg.jp

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	防犯カメラの設置に対する補助について		
質問内容			
共同館にあるごみ集積場に区民以外の人が分別していないゴミを勝手に持ち込んでおり、その為に防犯カメラを設置したが、これも補助金の対象になるのか？			
回 答			
【補助対象になるカメラの主な条件（以下の全てを満たすもの）】 ・ 犯罪の防止を目的とするもの ・ 山武市及び山武警察署との協議を経て、設置場所を選定しているもの ・ 撮影される映像のうち、公道の画像面積が2分の1以上のもの ・ 24時間常時録画するもので、データの保存期間が1ヵ月以内のもの 【補助対象にならないカメラの例】 ・ 移動式等の定着性のないもの・施設管理の為のもの・ごみ置き場を監視するもの・私有地だけを撮影するもの・常時録画しないもの 等 ※既に設置されているカメラや、市の補助金交付決定前に設置工事を行ったカメラも補助の対象とはなりません。 上記のとおりであるため、御質問いただきました防犯カメラは補助対象とはなりません。 防犯カメラの設置を検討されている区、自治会におかれましては、設置する年度の前年度の6月末までに市民自治支援課まで御相談ください。			
担当部署	市民自治支援課	生活安全係	連絡先
			0475-80-1271 katsudoshien@city.swamu.lg.jp

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	自主防災組織設置促進事業補助金について		
質問内容			
今年度中に自主防災組織の立ち上げを予定し準備を進めている。 「災害対策活動用資機材購入のための補助金」を交付申請したいと考えているが、対象組織は「補助金を受けようとする前々年度の4月1日に設立された自主防災組織」となっている。 補助金を受けるまでにかなりの時間を要するのはなぜか。 できれば来年度に補助してもらいたい。			
回 答			
山武市自主防災組織設置促進事業補助金（以下、「補助金」という。）は、設立していただいた年度に受けていただくことが可能です。 補助金交付要綱第2条において、「補助金の交付を受けることができる組織は、<u>補助金を受けようとする年度の前々年度の4月1日以後に設立された組織</u>で、自治会等を単位として設立された組織とする。」と、規定されております。 具体的な例を挙げますと、令和6年度に設立された組織については、2年度間、令和8年度まで補助金を受けることが可能です。ご質問のケースであれば、令和7年度に補助金を受けることは可能ですので、消防防災課までご連絡ください。 なお、補助金は千葉県事業との調整が必要なため、毎年度8月以降に交付申請していただくこととなります。 また、購入する資機材等が補助金の交付対象となるか等のご相談は、随時お受けしていますのでご連絡ください。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116 shobobosai@city.sammu.lg.jp

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

付箋

業務名等	自主防災組織の設立・避難所運営委員会の設置について		
質問内容			
自主防災組織の設立、避難場所運営委員会の設置の実例・ハンドブックがあるのでしょうか？また、市民が閲覧できるようホームページで公開していただきたい。			
回 答			
実例やハンドブックについては、消防防災課窓口にて相談いただきながら説明する方法をとっているため、現在ホームページ等で公開しているものではありません。 今後は、ホームページでご覧いただけるように、全庁的なホームページの改良に合わせて改善する予定です。 なお、自主防災組織や避難所運営委員会の設立については、直接消防防災課までご相談ください。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和 6 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	災害時避難行動要支援者名簿の活用について		
質問内容			
町内会での共助を訴える一方で「希望される区長等への名簿提供」と限定的な理由を教えてください。			
回 答			
避難行動要支援者名簿には、重要な個人情報に記載されていることから、共助意識の高い方にお渡しするという考えから、希望される区長等としています。 基本的に、地域の共助はできる範囲でのお願い事項になり、強制的なものではありません。 区・自治会等で、避難行動要支援名簿を希望としないケースとしては、既に避難行動要支援者を把握できているため名簿を必要としないケースや、名簿提供されても区、自治会の状況によっては活かすことができない（避難行動を支援することに責任を負えない）というケースが考えられます。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	避難行動要支援者名簿の活用について		
質問内容			
当自治会の3分の1が独居者（避難行動要支援者）である。有事の際、この方々に継続的な支援をしていくためには、親族等の支援・協力が不可欠であるため、有事を踏まえ「緊急時の連絡先」等を把握しておくことが大切であると考えがいかがか？ ※自治会による個別対応は、個人情報等の問題もあり困難である。			
回 答			
避難行動要支援者（以下、「要支援者」という。）の緊急連絡先を把握することが大切であることは理解できますが、有事の際、誰が緊急連絡先に連絡を取るのかが課題になると思います。 現在、要支援者のうち、居住地が土砂災害や浸水被害（垂直避難が不可能）が想定される方で、身体 の状況等で避難行動に支援を必要とする方を対象に個別避難計画の作成に着手しています。 個別避難計画では、要支援者の家族の状況、避難場所、避難経路、住居の間取り、家族等の緊急連絡 先、支援者について定めます。 本計画に基づき、有事の際は支援者等から緊急連絡先に連絡が行われるものと考えています。 市の基準では計画作成の対象者とならない方を、地域の自主防災組織等が名簿を活用し、共助の考え で支援することも一つの方法としてご提案いたします。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和 6 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	避難行動支援者等に対する情報提供について		
質問内容			
①避難指示等の避難情報を入手する際に「山武市安心安全メール」を情報源とすれば良いのでしょうか？様々な情報が錯綜する中、拠り所となるものを教えていただきたい。 ②自ら及び他の役員も介護を必要とする高齢者を抱え、他的高齢者に適宜的確な情報提供及び共助が難しい状況もあります。災害時の緊急情報を市民に確実に伝達するため、放送を屋内で聞くことができる「戸別受信機」を市で無料貸出を行っていることと承知していますが、独居老人への貸出普及率を教えてください。 ③情報提供に「戸別受信機」は迅速かつ非常に有効で実効性のある手段と考えますが、市民（特に独居老人）への周知及び普及率を上げるための市の今後の取組みを教えてください。			
回 答			
①避難指示等の避難情報は、防災行政無線、安心安全メール、SNS（LINE、X、Facebook）、ホームページで情報配信します。 安心安全メールは、確実性が高いと思われます。 ②戸別受信機については、合併前の旧町村の時から貸し出しが行われており、基本的には全戸に対して配布されていると考えられますが、配布の記録が無く、独居老人への貸出普及率等の正確な状況を把握できていないのが実情です。 ③令和3年に、後期高齢者に対し戸別受信機の貸し出しについてお知らせしております。ただし、これに対する希望については1割程度であったことから、広報紙等で戸別受信機の貸し出し情報を再度周知してまいりました。 今後も、後期高齢者を対象として周知を図ってまいります。 ※携帯電話でメール受信が可能な方は、安心安全メールの登録をお願いしています。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	避難行動要支援者等に対する情報提供について		
質問内容			
現在、災害時の「避難行動要支援者」に対する情報提供については、要支援者自身がテレビや市の防災無線等から得るほか、近隣住民（自治会長を含む）等から得るという状況であり、要支援者や自治会長等がテレビを見ていなかったり（深夜、早朝、業務中など）、防災無線が豪雨等で聞こえない（他県で事例あり）場合に情報が伝達されないことが考えられる。このような場合について、市はどのような対応を検討しているのか？例えば、自治会長等の携帯電話を登録して情報伝達するシステムなどがあるのか？			
回 答			
現在、自治会長等の携帯電話を登録して情報伝達するシステムはありません。 即時の情報伝達の手段として、防災行政無線、安心安全メール、SNS（LINE、X、Facebook）があります。 防災行政無線については、屋外のスピーカーと屋内の戸別受信機があります。 戸別受信機については、将来的に使用する電波が使えなくなることが想定されているため、携帯電話を使用できる方に対しては、安心安全メールやLINEの登録をお勧めしています。 登録方法については、広報さんむ6月号（3ページ）やホームページ（ https://www.city.sammu.lg.jp/page/line-mail.html ）をご覧ください。 なお、戸別受信機の貸し出しについては、消防防災課又は各出張所にお問い合わせください。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116 shobobosai@city.sammu.lg.jp

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	避難所の開設・運営と要配慮者等の避難支援について		
質問内容			
公民館は狭く受入れ人数に制約があり、また、飲料水・食糧・寝具・簡易トイレ・発電機等々の備蓄が全くなく、新型コロナウイルス感染症などが発生した場合の対応困難も想定されるため、今後、検討するための参考とすべきハンドブック、マニュアル等があれば教えていただきたい。また、市民が閲覧できるようホームページで公開していただきたい。			
回 答			
近くの公民館に避難できればという高齢者の声から、可能な範囲での受け入れをお願いするものです。 備蓄については、市の備蓄物資を受け取っていただく方法があります。また、地区での備蓄をお考えの場合は、自主防災組織の設立をご提案します。 市では自主防災組織の設立にあたり、倉庫や発電機等の資機材を準備するための設置補助金と、年間の活動を支援する活動補助金（多くの自主防災組織は備蓄品を購入）を交付しております。 新型コロナウイルス等の感染症対策は、感染者を一カ所に集約するなど、その都度、保健所や市から状況に応じた避難要領を呼び掛けるようになります。 公民館等の避難所の開設・運営等については、地域の特性に大きく左右されることから、消防防災課までお問い合わせください。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和 6 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	在宅避難者の確認と在宅避難者に対する物資の提供について		
質問内容			
物資提供の具体的な手順書をいただきたい。また、市民が閲覧できるようホームページで公開していただきたい。			
回 答			
災害の種類、発生場所、規模等により対応が異なるため、災害の状況に応じて在宅避難が発生した場合には、物資の提供方法等について公開していきます。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	災害時の安否情報の集約と市への情報提供について		
質問内容			
災害担当部署は消防防災課であるが、実際に災害が発生した場合は市の全課が任務分担して被災者等に対応するものと考えているが、その場合の個々の案件（安否情報、災害情報、避難所情報、支援物資の情報）等について、連絡先や対応事項等をチャート化した資料を自治会に配布してあれば、有事対応がスムーズにできると思うがいかがか？			
回 答			
全課で対応する大規模災害発生時においては、優先順位を定めて業務を実施することとなります。災害対策業務における優先順位の判断は、災害対策本部が行うことから、情報の一元化を図るため、問合せについては代表電話（情報班）で対応することを想定しています。 対応事項ごとの連絡先を案内することが可能な場合にはホームページ等での案内を検討します。 大規模災害時は、市からのプッシュ型情報発信がメインになると予想されますので、事前に資料を作成して配布するという方法ではなく、災害の種類、発生場所、規模等により対応したいと考えています。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	発災時の安否情報の集約と市への情報提供について		
質問内容			
情報提供の際に必要な項目を網羅した書式を提供いただきたい。また、市民が閲覧できるようホームページで公開していただきたい。			
回 答			
書式について準備いたします。 なお、ホームページの改良に合わせて対応していきます。			
担当部署	消防防災課 防災係	連絡先	0475-80-1116

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	区への加入及びゴミ置き場の取り扱いについて		
質問内容			
①当区の会則では「本地域内の入居者は自動的に本会に入会し、会員になる」と規定されており、公平性の観点からも全員が入会し区費を支払うべきだと考えるが強制的に加入してもらうことは可能か？ ②「区に加入しないと区内のゴミ置き場は使えない」という理由で半強制的に入会させている区もあると聞いたことがあるが、そもそも区民でないと区内のゴミ置き場は使用できないものなのか？（当区のゴミ置き場は不動産会社が予め設置したもののようで、区や個人の所有物ではないようだが。） ③入会勧奨の方法や実際の成功事例についても教えていただきたい。			
回 答			
①過去の判例などからも区・自治会は「一定地域に居住する住民等を会員として、会員相互の親睦を図り、会員福祉の増進に努力し、関係官公署各種団体との協力推進等を行うことを目的として設立された任意の団体」と定義されており、入会はあくまでも個人等の任意によるべきであると考えられていることから、市としましては、区・自治会への強制加入はできないものと判断しております。 ②市では、ごみの収集日時や分別方法、収集運搬に関するルール及びごみ集積場の認定を定めています。 ごみ集積場の場所選定やボックス等の設置、管理などに関しては、利用者の利便性を考慮して各地区や利用する市民の方に一任していますが、市の認定したごみ集積場はすべての市民が公平に使用できる場所と認識しております。 自治会未加入者がごみ集積場を使用出来ないことについて、地方裁判所の判例では、一部の住民を排除するのは相当ではないとの判決が出ています。 つきましては、ごみ集積場の利用方法等については、区や他の利用者と相談していただけますようお願いいたします。 ③現在、全国的に区・自治会への加入率の低下が問題となっており、勧奨の成功事例等も耳にしておりません。市でも、転入者へ区・自治会への加入を勧奨するチラシを配布しておりますが、加入については、あくまでも本人の判断によるところとなっております。今後も今年度に引き続き、少しでも皆様の参考になるような研修会を開催するなどし、加入率の向上につながる支援策を検討し、行って参りたいと考えております。			
担当部署	市民自治支援課 生活安全係 環境保全課 環境保全係	連絡先	0475-80-1271 katsudoshien@city.sammu.lg.jp 0475-80-1163 kankyohozen@city.sammu.lg.jp

令和 6 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	ゴミ問題について		
質問内容			
市は、外国人との共生を進めており当自治会及びその周辺でも外国人居住者が増えてきている。日本人は近隣に迷惑にならないよう伝承され慎ましい生活に心がけているが、外国人居住者の中には日本のルールを知らないのか、知っていても文化の違いなのか、自宅周辺でのゴミ（粗大）の放置、道路等でのゴミの不法投棄など目に余るものがある。 市は、このような現状をどのように捉え対処しているのか？また、外国人による投棄事案や問題行動等を確認した場合はどのようにすべきか教示していただきたい。			
回 答			
ごみ集積場への不適切な分別でのごみ出しについては、外国人の方による事例を認識しており、外国人が転入される際、英語等で記載した外国人用ガイドブックを配布し、ごみの出し方の説明しています。 集積場に不適切な分別がある場合や不法投棄を発見した場合は、外国人に関わらず市役所に通報していただければ、ごみを確認してごみの排出者が判明すれば訪問等により直接指導を行っております。 ごみの出し方のルールを直接指導することにより、ごみ出し方が改善するケースが多くなっています。			
担当部署	環境保全課 環境保全係	連絡先	0475-80-1163 kankyohozen@city.sammu.lg.jp

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	ごみゼロ運動の実施について		
質問内容			
ごみゼロ運動での一斉清掃参加者が怪我など負った場合、都度申請せずとも「区・自治会に対する補助金等について」の「1. 奉仕活動見舞金制度」と同様の補償を受けられるのか？また市民が閲覧できるようホームページで公開していただきたい。			
回 答			
5月に実施する市内一斉のごみゼロ運動での怪我につきましては、市で加入している全国町村会総合賠償補償保険制度で対応することとしておりますので、区・自治会から申請をいただかなくても補償は受けられます。奉仕活動見舞金制度とは、制度が異なるため、補償内容も異なります。 すべての怪我が補償の対象とはなりません。怪我が発生した場合は速やかに環境保全課へ連絡してください。			
担当部署	環境保全課 環境保全係	連絡先	0475-80-1163 kankyohozen@city.sammu.lg.jp

令和 6 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	住宅からの道路側溝への排水許可について		
質問内容			
近隣市との隣接区であるが、隣接市の一部の住宅から区内の側溝に生活排水が流されている。以前に該当宅の方に確認したところ、「以前から(市になる前、昔から)流していたので、今も流している。」との回答であった。恐らく許可を得ずに流していると考えられる。せめて排水のルールを守っていただけるよう手配願いたい。			
回 答			
山武市の隣接市町の住宅からでも山武市道の側溝に排水をする場合には、道路占用許可申請書を提出していただいております。 山武市道の側溝に排水をする際には、道路占用許可申請を提出していただくよう指導してまいります。			
担当部署	建設環境部 土木課 管理係	連絡先	0475-80-1181 doboku@city.sammu.lg.jp

令和 6 年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	道路占用許可申請・法定外公共物使用許可申請に伴う協議について		
質問内容			
業務内容の詳細で「・・・地元区長との協議を求めています。」とありますが、どのような協議なのか具体例があれば教えていただきたい。また、市民が閲覧できるようホームページで公開いただきたい。			
回 答			
道路側溝や水路への排水について、地元区で清掃等の維持管理をしていただいていることから、地元区長との協議を求めています。 協議と表現しておりますが、申請者及び施工業者から区長へ説明に伺い、内容に問題がなければ同意をいただくものです。 例：(申請者・業者) 道路側溝または水路に排水管を接続し、排水をしてよろしいか。 ※説明を受け、問題点等があるようでしたらご申請者及び施工業者へご指導お願いいたします。 ホームページへの公開を検討いたします。			
担当部署	建設環境部	土木課 管理係	連絡先 0475-80-1181

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	道路工事施工承認申請に伴う同意書の記入について		
質問内容			
業務内容の詳細で「・・・地元区長の同意を求めています。」とありますが、どのような内容の同意書の記入を求められるのでしょうか？具体例があれば教えていただきたい。また、市民が閲覧できるようホームページで公開いただきたい。			
回 答			
道路工事施行承認申請は、道路管理者(山武市)以外の者が、道路に関する工事又は道路の維持を行おうとする場合には、申請をいただいています。 具体例として、 道路舗装、道路掘削・本復旧、道路歩車道境界ブロック(縁石)の切下げ、U字溝・集水桝設置等があります。 同意書は別紙を参照お願いします。 ホームページへの公開を検討いたします。			
担当部署	建設環境部 土木課 管理係	連絡先	0475-80-1181

年 月 日

(宛先) 山武市長

住 所

氏 名

印

道路工事施行同意書

下記道路工事施行については、利害関係人として異議がないので同意します。

記

1. 申請人 住 所

氏 名

2. 申請場所

3. 地 目

4. 施工目的

5. 施工内容

6. その他参考事項

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	土木事業(道路・水路等の整備や維持工事の連絡調整など)に関することについて			
質問内容				
1. 取り纏める同意書及び申請書の書式はどのようなものか？ 2. 説明資料の業務内容②・③・⑤について、調整の具体例があれば御教示願いたい。 3. 説明資料の業務内容④の道路使用協議書の書式はどのようなものか？				
区民との情報共有のため、閲覧できるような書式(記入例含)集のホームページ公開の有無を教えていただきたい。				
回 答				
【質問に対する回答】 1. 取りまとめする同意書及び申請書の書式は、建設工事要望書となっております。ホームページにも掲載しておりますのでご確認ください。 2. ②及び③につきましては、地元区からの工事要望に対し、境界査定のトラブルを未然に防ぐ目的及び立会いに来られていない所有者に連絡等をお願いするために区長の立会いを求めています。 ⑤につきましては、道路工事等に際し、全面通行止めのお知らせ又は夜間工事など、区民に著しく影響を及ぼすような工事等を実施する場合に対し、回覧などの周知を区長にお願いしております。 3. ④につきましては、全面通行止めで道路工事を行う場合に、山武警察署に提出する書類となります。発注担当課で道路工事等協議書を作成しますが、全面通行止めになるような道路工事を行う場合には、地元区長も全面通行止めに同意している旨の書類を添付し提出することになります。書式につきましては、発注担当課で作成し区長に記名押印をしていただきます。				
【説明会資料参考】 ①道路・水路等に関する区民からの要望や、それに伴う隣接地権者など関係者の同意書を取りまとめていただき、区の代表として申請することをお願いしています。 ②区民の皆様へ道路整備事業等に関する説明会を開催する際には、出席及び調整等をお願いしています。 ③工事に伴い境界査定をする際には、出席及び調整等をお願いしています。 ④工事の際に道路の通行止めが発生する際には、警察へ提出する道路使用協議書への同意をいただいております。 ⑤その他、工事に伴う区民の皆様との調整をお願いすることがあります。				
担当部署	建設環境部 建設環境部	土木課 土木課	建設係 維持係	連絡先 0475-80-1182 0475-80-1183

令和6年度 区・自治会長業務説明会に係る質問及び回答

業務名等	開発行為に対する区長同意について		
質問内容			
説明会の最後に話があった「開発行為に対する区長の同意」が必要ではなくなった事情や経緯等について教えていただきたい。 (説明会時の内容) 昨年度まで都市整備課からお願いしておりました開発行為に関する区長の同意につきましては、要綱施行細則の改正により区長の同意を求めないこととなりましたので、御報告させていただきます。			
回 答			
令和6年4月23日付、山武市宅地開発指導要綱施行細則（以下「細則」という。）を改正し、開発区域が所在する地区の区長の同意書の添付を不要としました。 その理由としましては、事業者から同意を求められた区長・自治会長から苦慮している旨のお話をいただいたこと、宅地開発行為に同意をした区長・自治会長に対し、反対する一部の住民から区長の責任を問う事例が発生していること、また、都市計画法に基づく開発行為の許可申請においても、区長等の同意書を添付するよう求めてないことなどから同意書の添付を不要とする細則の改正を行いました。 ただし、同意書の添付は不要となりましたが、事業者が宅地開発事業を進める上での地元説明については、山武市宅地開発指導要綱第5条第3項に「事業者は、住民、区長、農業団体等に対して、あらかじめ宅地開発の計画について説明し、事業計画の概要を記載した公開板を設置しなければならない」と規定されております。 今後、貴地区内において宅地開発行為事業が実施され、事業者等が説明にお伺いした際には、ご理解・ご協力をお願いいたします。			
担当部署	建設環境部都市整備課	連絡先	0475-80-1191 toshiseibi@city.sammu.lg.jp